

# 目黒会北陸支部規程

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会北陸支部（以下「支部」という）という。

(目的)

第2条 支部は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

## 第2章 役員, および会員

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 支部長  | 1 名   |
| (2) 副支部長 | 2 名以内 |
| (3) 事務局  | 若干名   |
| (4) 幹事長  | 2 名以内 |
| (5) 幹事   | 若干名   |
| (6) 顧問   | 若干名   |

(役員を選任)

第4条 支部長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により選任する。

副支部長、幹事長および事務局は、支部長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第5条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、支部長を補佐する。
- (4) 幹事は、支部の予算、決算、規程の改廃手続きおよび支部長、副支部長、ならびに会員の諮問する事項を審議する。
- (5) 事務局は、支部の会計事務、および庶務事項をつかさどる。

(顧問)

第6条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推挙したものを支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部の目的の達成に寄与し、支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合には、速やかに補充する。
- 3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の範囲)

第8条 支部の会員は、北陸（福井県、石川県、富山県）に在住する、または北陸に主たる勤務地を置く機関に勤務する目黒会会員とする。

(個人情報保護)

第9条 役員、および会員の個人情報の取扱いは、目黒会個人情報保護規程に従う。

### 第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は、支部の最高機関であって、下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告、および収支決算
- (2) 重大な運営計画
- (3) 規程の変更
- (4) 解散

2 総会は、毎年1回支部長が招集する。但し、必要なときは、臨時にこれを招集することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、支部長、副支部長、幹事長、事務局および幹事をもって組織する。

- 2 役員会は、支部の運営にあたる。
- 3 役員会は、必要に応じ支部長が招集する。

(役員会の議決)

第12条 役員会の議決は、出席役員の多数決による。

### 第4章 代議員の選出

(支部代表代議員の選出)

第13条 支部は目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

- 2 支部代表代議員の選任は支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合は支部役員会にて議決するものとする。
- 3 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。
- 4 支部代表代議員に欠員が生じた場合、1～2項に従い速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
- 5 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。

但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

## 第5章 会 計

(経常費)

第14条 支部の経費は、会員よりの会費、および寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

## 第6章 附 則

第16条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は、役員会の議決を経て支部長が別に定める。

第17条 支部設立の際における役員は、立候補者から選出するものとする。

第18条 この規程は、2016年1月1日より実施する。

2018年11月17日 改訂(追加) 第4章 代議員の選出

2019年11月16日 改訂(変更) 第2章 事務局の定員